

(共通する基準)

第 3 2 条の 2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること。
- (2) 危険物又は危険物のくず、かす等を廃棄する場合には、それらの性質に応じ、安全な場所において、他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法により行うこと。
- (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所では、当該危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うこと。
- (4) 危険物は、温度計、湿度計、圧力計その他の計器を監視して、当該危険物の性質に応じた適正な温度、湿度又は圧力を保つように貯蔵し、又は取り扱うこと。
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合においては、危険物の変質、異物の混入等により、当該危険物の危険性が增大しないように必要な措置を講ずること。
- (6) 危険物が残存し、又は残存しているおそれがある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。
- (7) 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスが漏れ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。
- (8) 危険物を保護液中に保存する場合は、当該危険物が保護液から露出しないようにすること。
- (9) 接触又は混合により発火するおそれのある危険物と危険物その他の物品は、相互に近接して置かないこと。ただし、接触又は混合しないような措置を講じた場合は、この限りでない。
- (10) 危険物を加熱し、又は乾燥する場合は、危険物の温度が局部的に上昇しない方法で行うこと。
- (11) 危険物を詰め替える場合は、防火上安全な場所で行うこと。
- (12) 吹付塗装作業は、防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所で行うこと。
- (13) 焼入れ作業は、危険物が危険な温度に達しないようにして行うこと。
- (14) 染色又は洗浄の作業は、可燃性の蒸気の換気をよくして行うとともに、廃液をみだりに放置しないで安全に処置すること。
- (15) バーナーを使用する場合においては、バーナーの逆火を防ぎ、かつ、危険物があふれないようにすること。
- (16) 危険物を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

ア 固体の危険物にあっては危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「危険物規則」という。）別表第 3、液体の危険物にあっては危険物規則別表第 3 の 2 の危険物の類別及び危険等級の別の項に掲げる危険物について、これらの表において適応するものとされる内装容器（内装容器の容器の種類別の項が空欄のものにあっては、外装容器）又はこれと同等以上であると認められる容器（以下この号において「内装容器等」という。）に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

イ アの内装容器等には、見やすい箇所に危険物規則第 39 条の 3 第 2 項から第 6 項までの規定の例による表示をすること。

- (17) 危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ 3 メートル（第 4 類の危険物のうち第 3 石油類及び第 4 石油類を収納した容器のみを積み重ねる場合にあっては、4 メートル）を超えて積み重ねないこと。

2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備のすべてに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識（危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクのうち車両に固定されたタンク（以下「移動タンク」という。）にあっては、0.3 メートル平方の地が黒色の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示した標識）並びに危険物の類、品名、最大数量及び移動タンク以外の場所にある場合は防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

- (2) 危険物を取り扱う機械器具その他の設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。ただし、当該設備に危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

- (3) 危険物を加熱し、若しくは冷却する設備又は危険物の取扱いに伴って温度の変化が起こる設備には、温度測定装置を設けること。

- (4) 危険物を加熱し、又は乾燥する設備は、直火を用いない構造とすること。ただし、当該設備が防火上安全な場所に設けられているとき、又は当該設備に火災を防止するための附帯設備を設けたときは、この限りでない。

- (5) 危険物を加圧する設備又はその取り扱う危険物の圧力が上昇するおそれのある設備には、圧力計及び有効な安全装置を設けること。

- (6) 引火性の熱媒体を使用する設備にあっては、その各部分を熱媒体又はその蒸気が漏れない構造とするとともに、当該設備に設ける安全装置は、熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とすること。

- (7) 電気設備は、電気工作物に係る法令の規定の例によること。

- (8) 危険物を取り扱うにあたって静電気が発生するおそれのある設備には、当該設備に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

- (9) 危険物を取り扱う配管は、次によること。

ア 配管は、その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するものとし、かつ、当該配管に係る最大常用圧力の 1.5 倍以上の圧力で水圧試験（水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体を用いて行う試験を含む。）を行ったとき漏えいその他の異常がないものであること。

イ 配管は、取り扱う危険物により容易に劣化するおそれのないものであること。

ウ 配管は、火災等による熱によって容易に変形するおそれのないものであること。ただし、当該配管が地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所に設置される場合にあっては、この限りでない。

エ 配管には、外面の腐食を防止するための措置を講ずること。ただし、当該配管が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

- オ 配管を地下に設置する場合には、配管の接合部分（溶接その他危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたものを除く。）について当該接合部分からの危険物の漏えいを点検することができる措置を講ずること。
- カ 配管を地下に設置する場合には、その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること。

○火災予防規則

（安全装置）

第27条 条例第32条の2第2項第5号及び第32条の4第2項第4号（条例第32条の5第2項において例によるものとされている場合を含む。）の規定による安全装置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 自動的に圧力の上昇を停止させる装置
- (2) 減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの
- (3) 警報装置で、安全弁を併用したもの
- (4) 破壊板

（標識等）

第37条 条例第12条第1項第5号（条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）、第18条第3号、第24条第2項、第3項及び第5項、第32条の2第2項第1号（条例第34条第3項において準用する場合を含む。）、第35条第2項第1号並びに第52条第4号（条例第55条において準用する場合を含む。）並びに第24条第5号及び次項に掲げる標識及び掲示板は、別表第5に定める規格によるものとする。

2 （略）

別表第5（抜粋）

種 別			標識又は掲示板の規格				
			記載事項	色		大きさ	
				地	文字	幅 (cm 以上)	長さ (cm 以上)
少量危険物 貯蔵・取扱 場所（条例 第32条の 2第2項第 1号）	移動 タンク 以外	各類共通	少量危険物貯蔵取扱所	白	黒	30	60
			類別・品名・最大数量	白	黒	30	60
		第2類のうち引火性固体、第3類のうち自然発火性物品、第4類又は第5類	「火気厳禁」	赤	白	30	60
		第1類のうちアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの又は第3類のうち禁水性物品	「禁水」	青	白	30	60
		第2類（引火性固体を除く。）	「火気注意」	赤	白	30	60
	移動タンク		類・品名・最大数量	白	黒	30	45
			「危」	黒	黄	30	30

【解釈及び運用】

本条第1項は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における貯蔵及び取扱いの技術上の基準について規定したものである。

本条第2項は、少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について規定したものである。

1 第1項

(1) 第1号

ためます（貯留設備）や油分離装置にたまった危険物のみならず、ごみや砂等の除去も行い、ためますや油分離装置の機能を確保すること。

(2) 第2号

ア 「**安全な場所**」とは、火災予防上安全な場所をいう。

イ 「**他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法**」とは、可燃性の危険物等を少量ずつ安全な場所において焼却処理、水溶性の塩類又は酸類の危険物を水で安全レベルまで希釈する処理、その他少量ずつ埋設する等、危険物の性質に応じて安全に廃棄する方法をいう。

(3) 第3号

ア 「**危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行う**」とは、温度又は湿度の変化により酸化又は分解等を起こすおそれのないように、適正温度又は湿度を保つために遮光、換気を行うことをいう。

イ 「**遮光**」とは、直射日光に限らず光をあてない措置を講じることを行う。

ウ 「**換気**」とは、換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないことをいう。

(4) 第4号

ア 「**その他の計器**」には、液面計、流量計等が含まれる。

イ 計器類の監視は次によること。

(ア) 計器類の監視は、危険物の貯蔵取扱形態の実態に応じた方法で行うこと。

(イ) 計器類が多数設置される施設にあっては、集中して監視できる方法を指導する。

(5) 第5号

ア 「**異物**」とは、危険物との接触又は混合等により、その危険性が増大するような物質全般をいい、日常作業による危険物の貯蔵又は取扱いによって必然的に生じてくる物質は除かれる。

イ 「**必要な措置**」とは、用途を失った危険物を長期に保管しないことや、危険物を取り扱う設備でふたを要するものにはしっかりとふたをする、又は誤操作を防止するために明確に区分し、その旨の表示をすること等が考えられる。

(6) 第6号

「**完全に除去**」とは、加熱又は溶剤等の使用により、危険物又は危険物から発生する可燃性蒸気等が全く存在しない状態をいう。

万一、除去できない場合は、不燃性ガス、水等で置換、封入等の措置を講じること。

(7) 第7号

ア 「**可燃性の液体**」とは、第4類の危険物をいう。

イ 「**可燃性の蒸気**」とは、可燃性の液体が蒸発したものであり、ガソリン等の可燃性液体の蒸気をいう。

ウ 「**可燃性のガス**」とは、常温で気体の状態にある可燃性のものであり、水素、メタン、プロパン等の気体をいう。

エ 「**可燃性の微粉**」とは、粉体硫黄や金属粉等をいい、危険物、非危険物を問わない。

(8) 第 8 号

「**保護液**」とは、空気に接触させると著しく危険となる危険物を保護するための液であり、例えば、金属ナトリウムの場合のパラフィン、灯油、軽油、あるいはニトロセルロースの場合の水等がこれに該当する。

(9) 第 9 号

ア 「**相互に近接して置かないこと**」とは、地震動、転倒、落下等による接触又は混合を生じないように、相互間の距離を確保することをいう。

イ 「**接触又は混合しないような措置**」とは、不燃材料による区画等の措置を講じたものをいう。

(10) 第 10 号

「**温度が局部的に上昇しない方法**」には、次の方法がある。

ア 直火を使用しない方法

イ 熱源と被加熱部とを相対的に動かしている方法

ウ 被加熱物の温度分布に偏りを生じさせない方法

(11) 第 11 号

「**防火上安全な場所**」とは、不燃材料による塀等により区画された場所、火気や火花を生じるおそれのない場所等で、十分な換気が行われた場所をいう。

(12) 第 12 号

吹付塗装作業を行う場合の「**防火上有効な隔壁で区画された場所等安全な場所**」とは、次の場所をいう。

ア 屋外の場合

火源等から安全と認められる距離を有している場所

イ 屋内の場合

次のいずれかに該当する場所をいう。

(ア) 火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の壁のうち 2 方向以上が開放されているか、又はそれと同等以上の通風、換気が行われている場所

(イ) 有効な不燃性の塗装ブースが設けられており、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所

(ウ) 区画された場所であって、次の条件を満たすもの

a 隔壁は、不燃材料で造られたもの又はこれと同等以上の防火性能を有する構造のものであること。

b 隔壁に開口部を設けた場合は、防火設備が設けられていること。

c 当該区画された場所内に火源となるものが存在しないこと。

(13) 第 13 号

焼入れ作業を行う場合の「**危険物が危険な温度に達しない**」方法には、次の方法がある。

ア 焼入油の容量を十分にとる方法

イ 循環冷却装置を用いる方法

ウ かく拌装置を用いる方法

エ 冷却コイルを用いる方法

オ その他、上記と同等以上の効果があると認められる方法

(14) 第 14 号

ア 「**可燃性の蒸気の換気をよくして行う**」方法としては、室内の低所に排出設備等

を設ける方法等がある。

イ 「**廃液をみだりに放置しないで安全に処置する**」とは、廃液を容器に密封して貯蔵する等不必要に蒸気を発生させず、また、油分離装置、中和装置等の設置により危険物の流出を防止すること等をいう。

(15) 第 15 号

バーナーの逆火防止及び危険物の流出防止については、次の方法がある。

ア バーナーの逆火防止方法

(ア) プレパージ

バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を有効に除去する方法

(イ) ポストパージ

バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を有効に除去する方法

イ 危険物の流出を防止する方法

(ア) 燃料をポンプにて供給している場合などに戻り管を設置する方法

(イ) フレームアイ、フレームロッド、火炎監視装置等により、バーナーの不着火時における燃料供給を停止する方法

(16) 第 16 号

本号は、危険物の運搬以外に危険物を収納し、又は詰め替える場合の容器について規定したものである。

なお、危険物の運搬については、法第 16 条に規定されており、当該規定は指定数量未満の危険物についても適用され、危政令第 28 条から第 30 条までの基準によることとされている。

ア 「**これと同等以上であると認められる容器**」とは、危規則第 39 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する「総務大臣が貯蔵若しくは取扱いの安全上この基準に適合する容器と同等以上であると認めて告示したもの」と同一の意味である。

また、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内において危険物を貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合であって、当該容器による貯蔵及び取扱いが火災予防上安全であると認められるときは、条例第 35 条の 3 の規定による基準の特例を適用し、危規則第 39 条の 3 第 1 項ただし書と同様の扱いとすることができる。

イ 内装容器等には、危険物の品名、危険物等級、水溶性の第 4 類危険物にあっては、「水溶性」及び危険物に応じた注意事項を表示しなければならない。

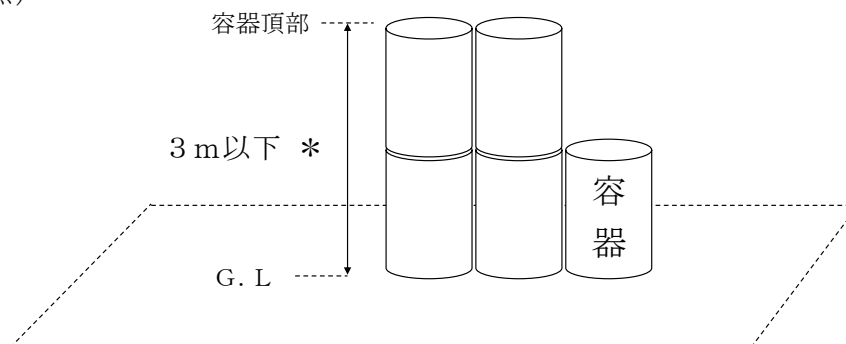
また、危険物保安技術協会は、家庭で使用されている灯油用ポリエチレン容器、金属製ドラム、ペール缶、金属製 18ℓ缶及びガソリン携行缶の試験確認を行っており、消防法令に定められた基準に適合しているものに対して、認定ラベル又は基準適合性表示を貼付している。

灯油用ポリエチレンかん	ガソリン携行缶	金属製ドラム缶
		

(17) 第 17 号

本号は、地震等による転落を防止するため、危険物を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合の高さについて規定したものである。

なお、高さの測定方法は、床面から最上段の容器の頂部までの高さとする。(図 3 2 - 2 - 1 参照)



* 第3石油類及び第4石油類のみの場合は 4 m以下

図 3 2 - 2 - 1 容器を積み重ねた例

2 第 2 項

(1) 第 1 号

少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所に設ける標識及び掲示板について規定したものである。

ア 「**危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識**」とは、次によること。

(ア) 移動タンク以外

大きさが幅 30cm 以上、長さ 60cm 以上の地が白色の不燃性の板等に黒色の文字で「少量危険物貯蔵取扱所」と記載すること。(図 3 2 - 2 - 2 参照)

(イ) 移動タンク

30cm 平方の地が黒色の不燃性の板に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「危」と表示すること。(図 3 2 - 2 - 3 参照)

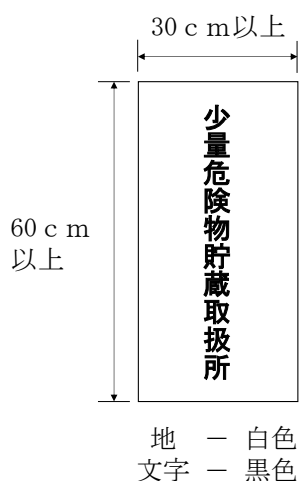


図 3 2 - 2 - 2 移動タンク以外の例

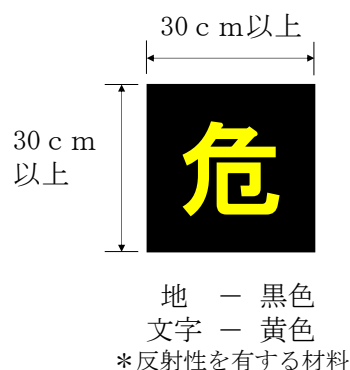


図 3 2 - 2 - 3 移動タンクの例

イ 「**最大数量**」とは、条例第 4 章第 1 節の基本事項 3 (数量の算定) により得られた数量とする。(図 3 2 - 2 - 4 参照)

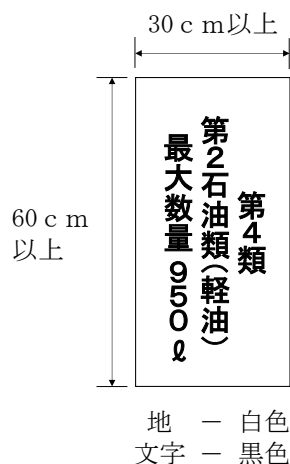


図 3 2 - 2 - 4 類、品名及び最大数量を掲示した掲示板の例

ウ 「防火に関し必要な事項」とは、危規則第 18 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の例により貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じたものとする。 (図 3 2 - 2 - 5 参照)

第 2 類のうち引火性固体、第 3 類のうち自然発火性物品、第 4 類又は第 5 類	第 1 類のうちアルカリ金属の過氧化物若しくはこれを含むもの又は第 3 類のうち禁水性物品	第 2 類 (引火性固体を除く。)
30 c m 以上 60 c m 以上 火 気 厳 禁 地 — 赤色 文字 — 白色	30 c m 以上 60 c m 以上 禁 水 地 — 青色 文字 — 白色	30 c m 以上 60 c m 以上 火 気 注 意 地 — 赤色 文字 — 白色

図 3 2 - 2 - 5 防火に関し必要な事項を掲示した掲示板の例

エ 標識及び掲示板については、主として出入りする人の目につきやすい出入口付近等に設けること。

また、移動タンクにあつては、車両の前後から見やすい位置に設けること。

(2) 第 2 号

ア 「漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造」とは、通常の使用条件に対し十分余裕をもった容量、強度、性能等を有する構造をいう。

イ 危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備

(ア) 「危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備」とは、二重配管、戻り配管、フロートスイッチ、囲い、逆止弁等をいい、危険物の貯蔵、

取扱いの形態及び地震対策等を考慮して実態により有効なものであること。

なお、自然流下によるオーバーフロー管及び戻り管の口径は、給油管の口径のおおむね 1.5 倍以上とすること。

(イ) 危険物の漏れ、あふれ又は飛散による災害を防止するための附帯設備には、次のような例がある。(図 3 2 - 2 - 6 ~ 図 3 2 - 2 - 9)

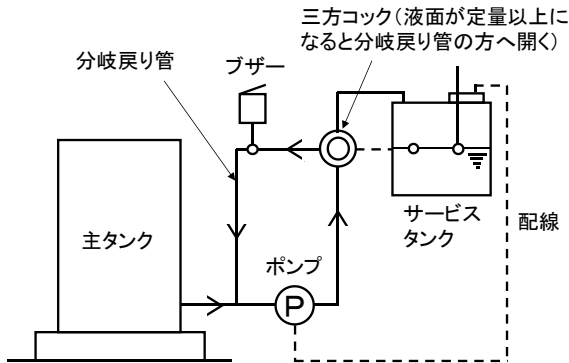


図 3 2 - 2 - 6 分岐装置

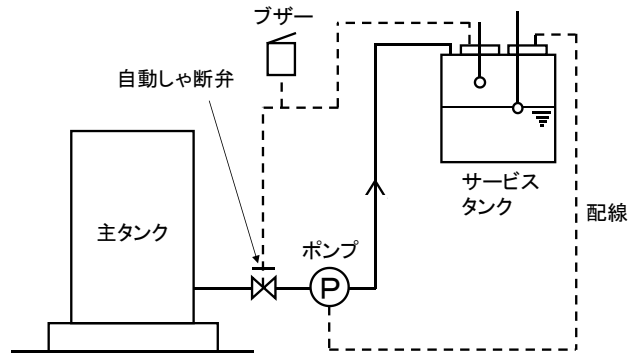


図 3 2 - 2 - 7
二重フロートスイッチによるしゃ断弁

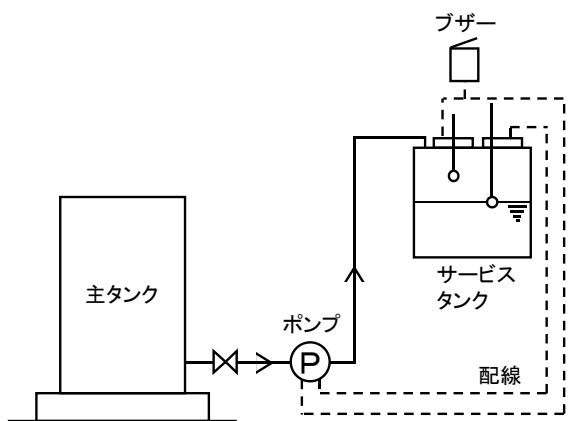


図 3 2 - 2 - 8
二重フロートスイッチによるポンプ停止装置

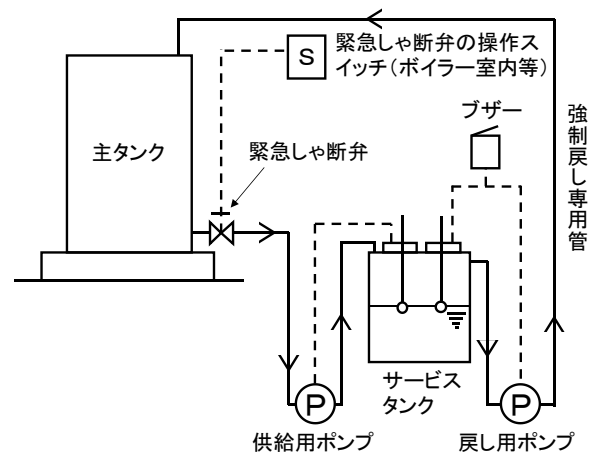


図 3 2 - 2 - 9
強制戻し専用管及び緊急しゃ断弁

(3) 第 3 号

「**温度測定装置**」は、危険物を取り扱う設備の種類、危険物の貯蔵・取扱形態、危険物の性状及び測定温度範囲等を十分に考慮し、安全で、かつ、温度変化を正確に把握できるものであること。

(4) 第 4 号

「**火災を防止するための附帯設備**」については、次の例がある。

- ア 温度を自動的に制御できる装置又は機構
- イ 引火又はいつ流着火を防止できる装置又は機構
- ウ 局部的に危険温度に加熱されることを防止する装置又は機構

(5) 第 5 号

ア 「**圧力計**」については、次によること。

(ア) 常時、圧力が視認できるもの

(イ) 最大常用圧力が 1.2 倍以上の圧力を適切に指示できるもの

イ 「**有効な安全装置**」は、規則第 27 条によるほか、タンク本体又はタンクに直結す

る配管に取り付けるものとし、その取付位置は、点検が容易であり、かつ、作動した場合に気体のみ噴出し、内容物を噴き出さない位置とすること。

(6) 第 6 号

ア 「**引火性の熱媒体**」とは、一定の温度を作り出すために、直接火源により加熱するのではなく、加熱された第 4 類第 3 石油類、第 4 石油類などに該当する引火性の液体(熱媒体)を介して加熱する間接加熱方法をとる場合の媒体となる物質をいう。

イ 「**熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造**」とは、安全装置から配管等により、屋外の高所で周囲に火気等がない安全な場所又は冷却装置等に導く構造をいう。

(7) 第 7 号

ア 「**電気工作物に係る法令**」とは、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令」(平成 9 年通商産業省令第 52 号)によるものとする。

イ 防爆構造の適用範囲は次のとおりとすること。

(ア) 引火点が 40℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合

(イ) 引火点が 40℃以上の危険物であっても、その可燃性液体を当該引火点以上の状態で貯蔵し、又は取り扱う場合

(ウ) 可燃性微粉(危険物、非危険物を問わない。)が滞留するおそれのある場合

(8) 第 8 号

ア 「**静電気が発生するおそれのある設備**」とは、特殊引火物、第 1 石油類、第 2 石油類の危険物を取り扱う設備をいう。

イ 「**静電気を有効に除去する装置**」とは、次のような方法がある。

(ア) 危険物を取り扱う設備を接地(アース)することにより、静電気を除去する方法

(イ) 加湿装置を設け、空気中の相対湿度を 60%以上とする方法

(9) 第 9 号

ア 配管の種類

危険物を取り扱う「**配管**」は、鋼管その他の金属製配管のほか、次に掲げる基準に適合する金属製以外の管を使用できる。

(ア) F R P 配管

「危険物配管を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準について」(平成 10 年 3 月 11 日付け消防危第 23 号)に適合する強化プラスチック製配管

(イ) 合成樹脂製配管

危険物保安技術協会の性能評価を受けた合成樹脂製配管

(ウ) 可動部分の高圧ゴムホース

使用場所周囲の温度又は火気の状態、ゴムホースの耐油、耐圧性能、点検の頻度等を総合的に判断し、安全性が確認できる場合

イ 第 9 号ア

配管の「**水圧試験**」は、次によること。

(ア) 原則として配管をタンク等へ接続した状態で行うこと。

ただし、タンク等へ圧力をかけることができない場合は、その接続部直近で閉鎖して行うこと。

(イ) 自然流下により危険物を送る配管にあっては、最大背圧を最大常用圧力とみなして行うこと。

(ウ) 配管の継手の種別にかかわらず、危険物が通過し、又は滞留する全ての配管

について行うこと。

ウ 第 9 号イ

強化プラスチック製配管については、危険物の性状による材質の劣化がないものであること。

エ 第 9 号ウ

強化プラスチック製配管については、鋼製配管と異なり、火災による熱により容易に変形又は破損するおそれがある。「**火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所**」とは、ふたを鋼製、コンクリート製とした地下ピットが該当する。

オ 第 9 号エ

「**外面の腐食を防止するための措置**」とは、次によること。

(ア) 地上に設置する配管の腐食を防止するための措置は、さび止め塗装によること。

ただし、銅管、ステンレス鋼管、亜鉛メッキ鋼管等の腐食するおそれがないものは、さび止め塗装を要しない。

(イ) 地下に設置する配管の腐食を防止するための措置は、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」(昭和 49 年自治省告示第 99 号) 第 3 条から第 4 条に規定する塗覆装又はコーティング方法によること。

ただし、強化プラスチック製配管、合成樹脂製配管等の腐食するおそれがないものは、塗覆装又はコーティングを要しないものであること。

なお、容易に点検できるピット内(ピット内に流入する土砂、水等により腐食するおそれのあるものを除く。)の配管又は配管を建築物内等の地下に設置する場合で、埋設されるおそれがなく、かつ、容易に点検できるものについては、前(ア)によることができる。

カ 第 9 号オ

「**漏えいを点検することができる措置**」とは、溶接以外の接合方法を用いた部分(フランジ接合等)に点検箱又はマンホールを設けたものをいう。

キ 第 9 号カ

「**上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護する**」とは、かかる重量に応じて配管の外面と地盤面との距離を保有する、鉄筋コンクリート製の防護物を設置する、コンクリート等のピットに設置する等の措置がある。